

令和7年度 目黒区学童保育クラブの自己チェックシート

施設名： 東山児童館学童保育クラブ

＜自己チェックの進め方＞

- ①各施設単位で、運営の内容について確認します。
- ②各チェック項目について育成支援の記録を見ながら振り返ってください。
- ③その際、別紙「自己チェックリスト」にある『評価の着眼点』を目安にしてください。また、併せて「放課後児童クラブ運営指針解説書」も参考にしてください。なお、各チェック項目の設問は、運営指針の指針項目に基づいています。
- ④各チェック項目を振り返った結果は、以下の要領で「結果」欄に記入してください。
例えば「○：できている（評価の着眼点の事項が全てできている）」「△：一部できている（評価の着眼点の事項が一部できている）」「×：できていない（評価の着眼点の事項がほとんどできていない）」といった三段階でドロップダウンリストから選択してください。なお、評価の対象に当てはまらない場合は、「－：該当しない（評価の対象に当てはまらない）」を選択してください。
- ⑤○、△、×すべての評価について、その結果に至った理由（なお、評価が△、×だった場合は改善に向けた対策案など）をコメント欄に必ず記入してください（100字以内）。職員間で評価結果や気づき、よりよい育成支援の視点等を共有する際に役立ちます。

I 運営指針 総則、職員の資質向上、事業の対象となる子どもの発達に対応する項目

区 分			チェック項目	結果	コ メ ン ト
1	趣 旨		○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	東京都放課後支援員認定資格研修を受講し、入社時においても社内研修で支援員の役割やマニュアルの読み合わせを行っている。 また、職員ミーティングで放課後児童クラブ運営方針の趣旨を適宜確認し、職員間で共有認識を図り理解に努め、運営を行っている。
2	放課後児童健全育成事業の役割		○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の役割を理解している。	○	放課後児童支援員認定研修の内容について、適宜職員ミーティングで振り返りを行っている。保護者の就労支援とともに、子ども達が安全で安心できる生活の場として、育成支援の推進に努めている。
3	放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1)放課後児童クラブにおける育成支援	○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○	子どもたちが安心安全に過ごせるように、環境整備を行い、子どもの主体的な遊びや生活ができるように、子どもたちの意見を聞きながら一緒に育成支援を行っている。
		(2)保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等の関係機関と連携している。	○	保護者には、お迎え時やお電話、個人面談で子どもの様子をお伝えしている。さらに連絡帳でも様子をお知らせしていくようにする。学校と在籍児童の情報共有を行い、一緒に成長を見守ることができている。
		(3)放課後児童支援員等の役割	○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○	育成支援に必要な知識の習得や技能を向上させるために、様々な研修に参加している。また、補助員に対しても共有と指導を行っている。多様な研修に参加し、知識を深め、自己研鑽を行っている。
		(4)放課後児童クラブの社会的責任	○放課後児童クラブの社会的責任を理解している。	○	子どもの人権に十分に配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重して育成支援を行うため、自治体や社内の研修に積極的に参加し、自己研鑽に努めている。
4	放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1)社会的責任・職場倫理	○放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努めている。	○	日々のミーティングで行動規範の確認を行っている。社内研修や法人内で行っている自己の振り返り等により、職員間で育成支援について話し合い、向上に努めている。
		(2)法令遵守のための組織的取組	○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○	研修やOJTを通じて育成支援の内容、職場環境、財政・事業運営を含めて法令遵守の必要性に組織的に取組み、職員一人ひとりの資質の向上と育成支援の充実に努めている。
5	要望及び苦情への対応		○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	苦情対応マニュアルに基づき対応する仕組みが整っており、児童用アンケートや保護者用アンケートを設置し、意見があった際には真摯に受け止め迅速に対応し、自治体へも報告する体制がある。
6	事業内容向上への取り組み	(1)職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○	日々の職員間でのミーティングでは子どもの様子を共有し、事業後には、保育や事業の振り返りを行い内容の向上に努めている。
		(2)研修等	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	○	職場内外の様々な機会を捉えて資質の向上を図るための研修等の機会を充実させ積極的に放課後児童支援員に周知を図り参加を促している。
		(3)運営内容の評価と改善	○放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	○	利用者アンケートに加え、自己評価を導入することで事業内容の向上や改善を図ると共に、ウェブサイトでも結果を公表し各学童保育クラブがどのように取り組んでいるかを明らかにしている。
7	子どもの発達理解		○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	子どもの成長発達に応じた生活体験や遊びを考え、一人ひとりに寄り添い育成支援を行っている。

II 運営指針 放課後児童クラブにおける育成支援の内容、学校及び地域との関係に対応する項目

区 分			チェック項目	結果	コ メ ン ト
8	育成支援の内容	(1)育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○	放課後児童支援員の資格を有するものは、研修を受講し、育成支援の内容について理解している。その他、様々な研修に参加し、自己研鑽に努めている。
		(2)育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○	子どもたちの気持ちに寄り添うことを大切にし、自分の思いを伝えられるように支援を行っている。
9	障害のある子どもへの対応	(1)障害のある子どもの受入れの考え方	○障害のある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○	一人ひとりに合った適切な配慮と環境整備を行い、日々職員間で共有を行っている。その子の成長に合わせた支援ができるように、学校や関係機関から助言をいただき、支援に活かしている。
		(2)障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点	○障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○	お迎え時等に保護者と情報共有を行い、成長の把握や要望を受け止められるようにしている。また、関係機関との連携を大切に、その内容を職員間で共有し、支援にあたっている。
10	特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1)児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○	気になる子どもについては、適宜、区や専門機関と情報共有を行っている。必要に応じて関係機関と連携がとれる体制を整えている。
		(2)特別の支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○	特別な支援が必要だと感じた場合には、学校、こども家庭センター等の関係機関と連携をとり、支援を行っている。
		(3)特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○	プライバシーの保護や秘密保持については、区や法人のマニュアルに従って徹底して行っている。
11	保護者との連携	(1)保護者との連絡	○各種連絡手段を活用して、子どもの出席、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	○	お便り、週のお便り、個人面談、保護者会、お迎え等で子どもたちの様子をお伝えしている。
		(2)保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	保護者の気持ちを受け止め、困り事や悩み事と一緒に考え、寄り添うことができるように心掛けている。
		(3)保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	○	お迎え時には、子どもたちの様子やその日にあったエピソードをお伝えし、積極的に関わっていくことを大切にしている。

12	育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1) 育成支援に含まれる職務内容	○ 育成支援に係る職務を実施している。	○	年間計画に基づき、日案や指導案を立て支援を行っている。また、保育の振り返りを行い、次回に生かすようにしている。
		(2) 運営に関わる業務	○ 運営に関わる業務を実施している。	○	区や法人の各種マニュアル・方針に基づき、運営業務を行っている。日々の子どもの様子については、日々情報共有し、保育を行っている。
13	学校との連携	(1) 学校との連携	○ 情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	学校だよりや学年だより等を通して、学校運営の内容を把握するようにしている。気になる事柄があった場合には、都度情報共有を行っている。
		(2) 学校との連携におけるプライバシーの保護	○ 学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	個人情報の保護や秘密保持の徹底に努めている。
14	保育所、幼稚園等との連携		○ 情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	○	適宜情報共有を行っている。
15	地域、関係機関との連携		○ 地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	住区住民会議主催「貝塚まつり」に参加したり、会議等でクラブの児童の様子を発信している。今後もクラブの取り組みを伝えていきたい。
16	学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1) 学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ	○ 学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	—	
		(2) 児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○ 児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	児童館職員と子どもの様子を共有する場を設け、一緒に成長を見守っている。また、クラブを卒所した後も、児童館で支援を継続できる体制を整えている。

Ⅲ 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策に対応する項目

区 分			チェック項目	結果	コ メ ン ト
17	衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	○ 日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	○	区や法人のマニュアルに従って対応している。感染症発生時の対応については、事前研修等を行い、職員間で確認している。
		(2) 事故やケガの防止と対応	○ 事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	○	区や法人のマニュアルに沿って対応している。首から上のけがについては、保護者に連絡し、病院受診等迅速な対応を行っている。対応したけがについては記録を残し、改善に向けた取り組みや話し合いを行っている。
		(3) 防災及び防犯対策	○ 防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	○	月1回避難訓練を実施している。幼稚園や社会教育館合同の訓練も計画している。警察署のさすまた講習や不審者対応訓練も実施し、緊急時に備えて対応できる訓練を積み重ねている。
		(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○ 関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	○	地域安全マップを作成し、危険箇所を把握している。安心でんしょばとシステムで来所、帰宅時の通知を行い、帰宅管理や帰宅時の安全確保に努めている。

Ⅳ 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策、放課後児童クラブの運営に対応する項目

区 分			チェック項目	結果	コ メ ン ト
18	施設及び設備	(1) 施設	○ 放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設（専用区画）を有している。	○	安全に遊びの活動を行うことができるように、静的遊び（学習を含む）と動的遊びを時間、曜日で設定する等して、専用の育成室で保育を行っている。
		(2) 設備、備品等	○ 放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	○	必要な備品や玩具を揃え、運営している。子ども達の声や活動の様子を見ながら、必要に応じて玩具等の補充・購入を行っている。
19	職員体制	(1) 職員配置	○ 支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。	○	目黒区の職員配置を順守し、適切に放課後児童支援員等の職員配置ができている。
		(2) 育成支援の実施	○ 支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○	70名保育を1支援で運営している。
		(3) 放課後児童支援員の雇用形態	○ 放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○	放課後児童支援員が長期にわたって安心して就業できるよう、処遇改善や労働環境の整備に努めている。
		(4) 勤務時間	○ 放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要なとなる時間を前提として設定している。	○	子どもの受け入れ準備、打合せ、育成支援の日誌作成、清掃、片付け、配布物等の作成、事務処理等を含め開所時間の前後に準備時間を設けるよう努めている。
20	子ども集団の規模（支援の単位）		○ 適切な子ども数等の規模の範囲（おおむね40人以下）で運営している。	△	区としては、現在の入所希望に対応するため、当面の間、1つのクラブにおいて70名を上限とし、それを超える場合は、2クラス等の運営ができるように施設を整備することとしている。
21	開所時間及び開所日		○ 開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	開所時間は8:00～19:00とし、開所日は、年間290日程度となっている。
22	利用開始等に関わる留意事項		○ 利用開始や退所に関わる留意事項を理解し、適切に対応している。	○	区として作成した利用案内を窓口、各施設等で配布し、併せて区のウェブサイトでも公開している。また、利用開始にあたっては、各施設ごとに説明会を開催し、入所案内を配布し、利用及び退所時の説明を行っている。
23	運営主体	(1) 運営主体の要件	○ 安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。	○	放課後児童クラブの運営は、育成支援の継続性という観点から、子どもの福祉について理解し、安定した経営基盤と運営体制を有する主体が安定的・継続的に担っている。また、地域の実情についても理解をしている。
		(2) 運営上の留意事項	○ 放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	放課後児童クラブの運営主体の留意点6項目について理解し運営に努めている。
24	労働環境整備		○ 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	○	法人の就業規則に基づき、適切に勤務時間・休日が定められているなど、労働環境を適切に整備しており、運用も実現できている。
25	適正な会計管理及び情報公開	(1) 会計管理	○ 放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	放課後児童クラブの公益性に照らし、保育料徴収の手続きや管理及び執行を適正に行い、執行状況報告について監査等を行い適正な会計管理に努めている。
		(2) 情報公開	○ 放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	○	事業内容や財務及び収支の状況について情報公開し、保護者や地域社会に対する説明責任に努めている。